

いじめ防止対策基本方針



〒405-0017 山梨市下神内川123-2

TEL 0553-22-0163

FAX 0553-22-9920

山梨市立加納岩小学校

令和8年1月改訂

もくじ

1 いじめ問題に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの定義	
(2) いじめの基本認識	
2 未然防止の取組	3
(1) 具体的な指導計画の作成	
(2) 実態把握の重要性	
(3) 自尊感情を高める「学習活動，学級活動，学年・学校行事」の充実	
(4) 人権教育，道徳教育の充実	
(5) 保護者・地域住民との連携	
3 早期発見の取組	5
(1) いじめに気づく力を高める	
(2) 早期発見の手だて	
・日々の観察	
・生活アンケートの実施	
・教育相談	
・相談しやすい環境づくり	
4 早期対応（いじめへの対処）	7
(1) いじめ対応への基本的な流れ	
(2) いじめ発見時の緊急対応	
・いじめられた子どもに対して	
・いじめた子どもに対して	
・周りの子どもに対して	
・継続指導の重要性	
(3) インターネット上のいじめへの対応	
5 いじめ対策組織の整備	10
(1) 「いじめ対策委員会」設置の目的	
(2) 構成メンバー	
(3) 具体的な役割	
6 重大事態への対処	11
(1) 重大事態の発生と調査	
(2) 調査結果の報告	
7 その他留意事項	12
8 資料	13
○ いじめ防止年間計画	
○ 「生活アンケート」	
○ 重大事態チェックリスト	

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」の取組は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、全ての教職員が共通理解のもと日々実践することが求められる。

ここに、「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)13条の規定、及び国や県の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校における「いじめ防止基本方針」を策定した。

(1)いじめの定義

いじめとは …

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〔いじめ防止対策推進法 第2条〕

* 文部科学省では、従来「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としていたが、平成18年度より「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と見直しを行った。従来の定義から継続的に「深刻な」といった文言が削除された背景は、いじめられる側の精神的・身体的苦痛を重く受け止めたことに他ならない。

(2)いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、どのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下に示すものは、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめは、どの子にも、どの学校にも、どの学級にも起こり得るものである。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、教職員の子ども観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑩ いじめは、学校・家庭・社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。
- ⑪ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、「傍観者」にも留意する。

2 未然防止の取組

いじめ問題において、未然防止の取組が最も重要になってくることは言うまでもない。そのためには、いじめの基本認識にもあるとおり、「いじめは、どの学校・どの学級にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもつ中、いじめを起こさせないため、積極的に「望ましい人間関係づくり」「道徳性の育成」といった「いじめを生まない土壌づくり」に取り組んでいかなければならない。

(1) 具体的な指導計画の作成

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むといった、年間を見通した予防的・開発的な取組を計画・実施する必要がある。

【具体的な取組】

- 「いじめ防止年間計画」を年度当初に確認する。【P 12 年間計画 参照】
- 職員会議等を活用するなか、PDCAサイクルの取組を充実させる。

(2) 実態把握の重要性

小学生の場合、いじめに関して自ら訴えてくるケースは比較的少なく、潜在化してしまう危険性が高い。「大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい」「教職員の子どもも観や指導の在り方が問われる問題である」といったいじめの基本認識を常に頭に置きながら、実態把握に努めなければならない。また、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握にも十分注意を払う必要がある。

【具体的な取組】

- 子どもと向き合える「ゆとりある教育課程の編成」に努める。
- 日頃から子どもの気持ちや行動・価値観に共感的に理解しようとするカウンセリング・マインドの資質・能力の向上に努める。（研修の充実）

(3) 自尊感情を高める「学習指導、学級活動、学年・学校行事」の充実

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在として認め、大切に思う自尊感情を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切となる。授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」といった経験が、子どもたちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、子どもを大きく変化させる。

① 子どもの眼差しと信頼

子どもは、周りの環境によって大きな影響を受ける。子どもにとって教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

《 子どもに自信を持たせる「とっておきの言葉」 》

- 「そう、〇〇ができたの。すごいね。先生もうれしいよ。」
- 「約束だよ。信じてるからね。」
- 「あの時の態度、とても立派だったよ。とても大きく見えたよ。」

- 「〇〇することは、とても勇気のいることだったでしょう。感心したよ。」
- 「そうか、それはいいところに気づいたね。」
- 「あなたが大切だからこそ、こうやって話をするんだよ。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢が素晴らしいよ。」 など

② 教職員の協力・協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う子学校づくりを推進することが必要である。

【具体的な取組】

- 全ての児童にとって「わかる授業」の創造
- 正しい言葉遣いの指導
- 子どもに自信を持たせる言葉かけ
- 他者と関わる機会の設定（学習活動、学年・学校行事、児童会活動）
- 自然・社会体験の充実（生命に対する畏敬の念、感動する心）
- 「学級力アンケート」をもとにした、児童の自治的活動の充実

(4) 人権教育・道徳教育の充実

- いじめは、相手の「人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに様々な機会をとらえて理解させることが重要である。
- 子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である「生命尊重の精神」や「人権感覚」を育むと共に、人権意識の高揚を図る必要がある。
- 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。
- 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。
- いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめをしない」「許さない」という人間性豊かな心を育てることが大切になる。
- 子どもたちは、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの防止につながると考えられる。
- 障害のある児童生徒や外国籍の児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 人権教育では、子どもの実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが重要である。

【具体的な取組】

- 道徳教育の充実
〔「生命尊重」「思いやり・親切」「友情・信頼・助け合い」「敬虔」…等〕
- 情報モラルの育成

(5) 保護者・地域住民との連携

子どもの健全育成を目指す上で、保護者・地域住民との連携は不可欠である。また、万が一、いじめが発生した場合、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者や地域の方々との信頼関係を築いておくことが大切である。さらに、PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換をする場を設けたり、いじめの持つ問題性や家庭教育の在り方などについて考えたりする場を設定することが有効となってくる。

【具体的な取組】

- PTAの各種会議や懇談会等において基本方針等を説明・周知
- 学校等が講ずるいじめ防止等の措置へ保護者に協力してもらうよう依頼
- 学校・学年だより等における広報活動の充実
- 授業参観における道徳授業、学級活動等の公開

3 早期発見の取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童の信頼関係の構築に努めることが大切なことは言うまでもない。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わるすべての教職員間で情報を共有し、保護者とも連携する中で情報を収集することが大切である。

(1) いじめに気づく力を高める

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。また、本人の〔①親に心配かけたくない ②訴えたら仕返しを怖い ③いじめられる自分はダメな人間なんだ ④大人は信用できないといった心理〕を理解し、普段から子どものささいな言動や表情の裏にある心の叫びといったものを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。

さらに、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

【いじめの態様】

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句	… 脅迫・名誉毀損・侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視	
ウ 軽く叩かれたり、蹴られたりする	… 暴行
エ 強く叩かれたり、蹴られたりする	… 暴行・傷害
オ 金品をたかられる	… 恐喝
カ 物を盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	… 窃盗・器物破損
キ 嫌なこと・恥ずかしいこと・危険なことをされたり、させられたりする	… 強要・強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話で誹謗中傷される	… 名誉毀損・侮辱

(2) 早期発見の手だて

① 日常の観察

- 成長の発達段階から見ると、小学校の中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期であることから、この時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように経過してきたかなどを担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られる場合は、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。
- 休み時間や放課後などの機会に、子どもの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

〔 朝の教室巡視・環境整備、朝学習・朝読書の指導の充実 〕

② 生活アンケートの実施

- いじめ発見の一つの手だてとして、生活アンケートを実施する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名・無記名、持ち帰りなど、状況に応じて配慮し実施する。

〔 年3回実施（5月・10月・1月） P13, 14 資料参照 〕

③ 教育相談

- 日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもたちが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちとの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間等を設けるなど、相談体制を整備し、子どもたちに相談窓口を周知徹底することが必要である。

〔 教育相談体制の整備と周知、生活アンケート実施月の教育相談の実施 〕

〔 スクールカウンセラー・市の電話相談窓口の周知徹底 〕

- 教職員の業務の見直しを行い、相談時間を一層確保するなど、教育相談体制を充実させる。

④ 相談しやすい環境作り

- 子どもが教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気のいることである。いじめている側から「チクった！」と言われ、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、いじめが潜在化してしまう危険性ももっている。

《本人からの訴えには…》

- 「よく言ってくれたね！」といった教職員の姿勢を伝えると共に、実際に訴えがあった場合は、全力で守る手だてを考えなければならない。
- 事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけに終わらないよう注意する。

《周りの子どもからの訴えには…》

- いじめを訴えたことにより、その子へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもからの目が届かない場所や時間等の配慮が必要である。
- 「よく教えてくれたね！」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないうこと等、安心感を与える。

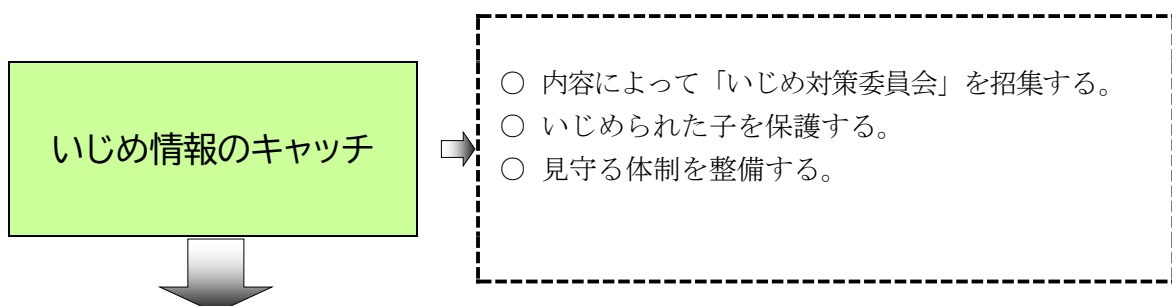
《保護者からの訴えには…》

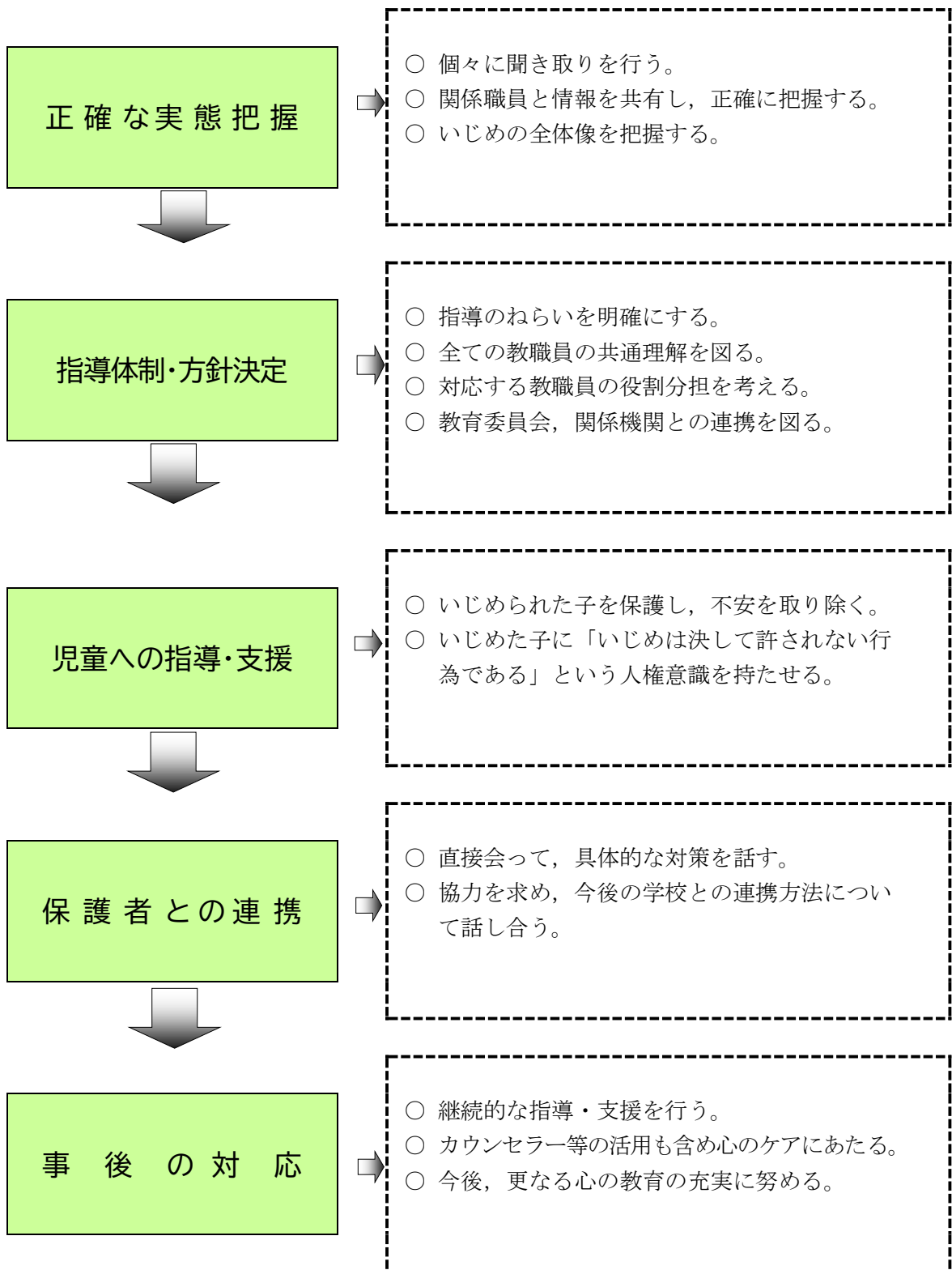
- 保護者がいじめに気づいたとき、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておくことが大切である。
- 問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていないときこそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡を取り合っておくことが大切である。

4 早期対応(いじめの対処)

いじめの兆候を発見した時は、当事者や保護者の訴えに誠実に耳を傾け、目に見える形で即時的な対応を心がけること、「いじめは絶対に許さない！」といった断固とした姿勢を学校として貫くことが重要である。問題を軽視することなく、いじめられている子の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向け学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめ再発防止に向け、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

(1) いじめ対応への基本的な流れ





(2)いじめ発見時の緊急対応

① いじめられた子どもに対して

【子どもに対して…】

- ・事実確認と共に、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」をしっかりと伝える。

- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉かけをするなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して…】

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた子どもに対して

【子どもに対して…】

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して…】

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの子どもに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

④ 継続指導の重要性

- ・いじめが解消したと判断できる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子どもの双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のための日常的な取組を洗い出し、いじめのない学校づくりへ向けて取組を強化する。

(3) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめとは…

○ パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、直接、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの

* インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し情報モラルに関する指導力の向上に努める。

* インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを十分に理解させるために、情報モラル教育を年間指導計画に位置づけ、指導の充実を図る。

* 学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と綿密に連携・協力し、双方で指導を行う。

5 いじめ対策組織の整備

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、教育活動全般において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、「いじめ対策委員会」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、総合的な取組を展開していく。

○ 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される、いじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

[いじめ防止対策推進法 第22条]

(1) 「いじめ対策委員会」設置の目的

学校におけるいじめの「未然防止、早期発見、早期対応」といった組織的な対応を行うための中核として、より実効的ないじめの問題解決に資する。

(2) 構成メンバー

校長， 教頭， 教務主任， 生徒指導主任， 養護教諭， 学年主任

[いじめへの対応時] → 当該担任， 関係機関（教育委員会， 警察 …等）

(3) 具体的な役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録と共有を行う。

- ④いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- ⑤児童の命や安全を守ることを最優先に考え、警察への相談・通報を行う。
- ⑥学校の学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止等の取組についてのPDCAサイクルでの検証
- ⑦重大ないじめ事案が発生した場合に、実効的な解決に向け、「山梨市いじめ問題専門委員会」と綿密な連携を図る。その際、調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言しないこと、調査を行う組織を平時から設置しておくこと等、学校と教育委員会とで連携しながら適切に対処していく。

6 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）文部科学省」により適切に対応する。調査にあたっては、別紙「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」（令和5年7月文科省事務連絡）を活用し、遺漏のないように対応する。

(1) 重大事態の発生と調査

①調査を要する重大事態の例

- ア いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日以上を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と考え、対処する。
- ウ 児童や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき
 - ・児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

②重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告する。

③調査の趣旨及び調査主体

重大事態の調査は、当該事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて市教育委員会の指示に従って必要な対応を行う。

④事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。また、市教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。市教育委員会又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

⑤その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となる。また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童、保護者及び教職員への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の報告

教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

7 その他留意事項

- (1) 震災等の自然災害で被災して避難している児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- (2) 性同一性障害や性的指向・性自認に関わるいじめを防ぐため、教職員の正しい理解を促進する。
- (3) 障害のある児童生徒が被害者、加害者となるいじめには個人の特性を踏まえた適切な指導や支援を行う。
- (4) いじめが「解消した」と判断するためには、いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2要件が認められる状態とする。
- (5) いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容や情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- (6) 生活アンケートや個人面談、校内研修など、いじめ防止に向けた取組を学校評価（達成目標を定めるなど）でチェックするように努める。

いじめ防止年間計画

山梨市立加納岩小学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議												
会議	職員会議で方針の 確認 いじめ対策委員会				個人懇談の活用 児童会での実施 教職員研修の実施	事業発生時、緊急対応会議の開催 毎月の職員会議における情報交換			学年懇話会での 啓発			いじめ対策委員会
策	学級・学年づくり 人間関係づくり 道徳教育・人権教育の充実				児童会活動の充実【集会活動（集団づくり）、あいさつ運動、花いっぱい運動 など】 カウンセリング等の研修会への参加							
見		生活アンケートの 実施	教育相談 (面談)				生活アンケートの 実施	教育相談 (面談)		生活アンケートの 実施	教育相談 (面談)	
早期発見	相談窓口（s.o.を 含む）の周知											

() 小学校 () 年 名前 ()

* あてはまるところに○をつけたり、質問に答えたりしてください。

1. 学校は楽しいですか。

() とても楽しい () 楽しい () あまり楽しくない () 楽しくない

2. 1でそのように答えたわけを書いてください。

3. 仲のよいともだちは、いますか。

() たくさんいる () 2, 3人いる () 1人いる () いない

4. あなたは今いじめられていますか？ (いる ・ いない)

「いる」と答えた人は下から一番近いものをえらんで○をつけてください。(いくつでも)

- ① わるぐちやいやなことを言われる。 ② ともだちからなかまはずれにされる。
- ③ かるくぶつかられたり、あそぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
- ④ つよくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。 ⑤ おかねや物を取られる。
- ⑥ おかねやものをかくされたり、ぬすまれたり、こわされたり、すててられたりする。
- ⑦ いやなことやはずかしいこと、あぶないことをされたり、させられたりする。
- ⑧ スマホなどでいやなことをされる。 ⑨ その他（※書いてください）

5. そのいじめはなくなりましたか？（4で「いる」と答えた人のみ）

(なくなった ・ なくなっていない)

6. ひとのいやがることを言ったり、やったり「いじめ」をしていませんか。

() していない () ちょっとすることがある () 時々する () かなりする

7. 家庭では、楽しく過ごしていますか。

() とても楽しい () 楽しい () あまり楽しくない () 楽しくない

8. 今こまっていることや、なやんでいることがありますか。あったら書いてください。

生活アンケート調査 (小学校高学年版)

山梨市生徒指導連絡研究会
不登校・いじめ防止対策部会

小学校〔 〕年〔 〕組 名前()

とてもたのしい たのしい あまりたのしくない たのしくない

1 学校は楽しいですか。 1 ——— 2 ——— 3 ——— 4

2 学校で楽しいことはなんですか。(とくになければ書かなくてもよいです)

とてもたのしい たのしい あまりたのしくない たのしくない

3 学校の勉強は楽しいですか。 1 ——— 2 ——— 3 ——— 4

とてもたのしい たのしい あまりたのしくない たのしくない

4 家庭は楽しいですか。 1 ——— 2 ——— 3 ——— 4

たくさん 2, 3人 1人 いない

5 仲の良い友だちがいますか。 1 ——— 2 ——— 3 ——— 4

6 あなたは今いじめられていますか? (いる ・ いない)

「いる」と・・・下から一番近いものを選んで○をつけてください。(いくつでも良い)

- ① 冷やかしゃからかい, 悪口や脅し文句, いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ・集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり, 遊ぶふりをして叩かれたり, 蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり, 叩かれたり, 蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり, 盗まれたり, 壊されたり, 捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で, 誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他(※書いてください)

7 そのいじめは解決していますか? (している ・ していない)

8 学校・学級・友だち, 自分, 家庭のこと, などで困ったり, 悩んだりしていることがありますか。

(ある ・ ない)

「ある」と答えた人は, どんなことですか。下を書いてください。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	□
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	□
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	□
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	□
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	□
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	□
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	□
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	□
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	□
【公立学校の場合】	
職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	□
【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】	
単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	□

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告（p16～17参照）

チェックポイント		チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を經由して当該地方公共団体の長		<input type="checkbox"/>	
報告内容	学校名	<input type="checkbox"/>	/
	対象児童生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。		<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		<input type="checkbox"/>	
【公立学校以外】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を經由して文部科学大臣 ・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を經由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長 ・私立学校は、当該学校の設置者を經由して当該学校を所轄する都道府県知事 ・学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を經由して認定地方公共団体の長		<input type="checkbox"/>	
報告内容	学校名	<input type="checkbox"/>	/
	対象児童生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。		<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		<input type="checkbox"/>	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存（p18参照）

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		<input type="checkbox"/>	
資料例	学校が定期的実施しているアンケート	<input type="checkbox"/>	/
	教育相談の記録	<input type="checkbox"/>	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	<input type="checkbox"/>	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		<input type="checkbox"/>	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができています。		<input type="checkbox"/>	

◆報道等への対応（p19参照）

チェックポイント		チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。		<input type="checkbox"/>	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備（p 25参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	<input type="checkbox"/>	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の録音の有無を確認した。	<input type="checkbox"/>	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	<input type="checkbox"/>	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（p 26～27参照）

チェックポイント	チェック
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	<input type="checkbox"/>
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態として認めた時期について説明した。	<input type="checkbox"/>
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	<input type="checkbox"/>
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合が	<input type="checkbox"/>

あることについて説明し、理解を求めた。	
⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	<input type="checkbox"/>
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	<input type="checkbox"/>
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	<input type="checkbox"/>

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】(p27～29参照)

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	<input type="checkbox"/>
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明	<input type="checkbox"/>

した。	
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥調査結果の提供	
法第28条第2項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	<input type="checkbox"/>
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	<input type="checkbox"/>

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（p29参照）

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	<input type="checkbox"/>	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	<input type="checkbox"/>	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができていない教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	<input type="checkbox"/>	

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合（p30参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>	

説明日：

●関係児童生徒・保護者に対する説明等（p30参照）

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	<input type="checkbox"/>
調査に関する意見を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討（p31参照）

チェックポイント	チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。	<input type="checkbox"/>	
確認事項 調査の目的・趣旨 調査すべき事案の特定、調査事項の確認 調査方法やスケジュール 調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等） 調査結果の公表の有無、在り方 その他（ ） 	<input type="checkbox"/>	/
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。	<input type="checkbox"/>	

●調査の実施

◆調査全体の流れ（p31～32参照）

チェックポイント	チェック	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。	<input type="checkbox"/>	
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。	<input type="checkbox"/>	
確認した事 当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料 学校いじめ防止基本方針 年間の指導計画 学校に設置される各委員会の議事録 過去のアンケート、面談記録	<input type="checkbox"/>	/
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	

項	その他 ()	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
	対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。	<input type="checkbox"/>	
	対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。	<input type="checkbox"/>	
実施した事項	教職員からの聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	<input type="checkbox"/>	
	学校以外の関係機関への聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	その他 ()	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
	事実関係を整理した。	<input type="checkbox"/>	
	整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。	<input type="checkbox"/>	
	報告書の作成、取りまとめをした。	<input type="checkbox"/>	

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明 (p 32~33参照)

説明日：

チェックポイント	チェック
聴き取り (又はアンケート) 調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	<input type="checkbox"/>
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	<input type="checkbox"/>

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告 (p 34~35 参照)

説明日：

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト⑤】 調査結果の説明・公表

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 39～40参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	<input type="checkbox"/>
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	<input type="checkbox"/>
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査結果を地方公共団体の長等へ報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	<input type="checkbox"/>

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 40参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	<input type="checkbox"/>
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	<input type="checkbox"/>

●地方公共団体の長等への報告及び公表（p 40・43参照）

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	<input type="checkbox"/>	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでない判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	<input type="checkbox"/>	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	<input type="checkbox"/>	